

相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。
一部ウェブサイトから予約できる相談もあります。詳しくは市ウェブサイト
(都市魅力課のページ)をご覧ください(右図からもアクセスできます)。



今月の相談

相談名	とき	ところ	予約・その他	
くらし	法律相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時 第1・3水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室 金剛連絡所2階	要予約(内線184)、定員6人(第4水曜日は12人) ※同年度内で2回利用可(同一案件の相談は不可)。 ※ネット予約も可。
	TONPAL 女性のための法律相談	26日、午後1時～4時	男女共同参画センターウィズ(TONPAL 2階)	要予約【☎(23)0030】、女性弁護士による相談、定員3人 ※同年度内で2回利用可(同一案件での2回利用は除く)
	市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分 毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～4時	市役所2階7番窓口 金剛連絡所1階	電話相談も可(内線182、184) 事前予約、電話相談も可【☎(29)1401】
	行政相談	16日、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 要予約、電話相談も可(内線182)
	司法書士相談	21日、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人 ※同年度内で1回利用可。
	日本政策金融公庫相談	15日、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
人権	消費生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター(市役所2階市民相談室横)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
	人権なんでも相談	24日、午後1時～4時	すばるホール4階秀月の間	人権擁護委員による相談、電話相談も可(内線474)
	人権相談・生活相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	TONPAL 1階	事前予約、電話相談も可【☎(24)3700】、市人権協議会相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	外国人市民相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後4時	TONPAL 2階	多言語で相談可【☎(55)2018】、とんだばやし国際交流協会相談員による相談 ※土・日曜日(年末年始は除く)は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	女性の悩み相談	①7日、2/4日、午前9時30分～午後0時30分、1時30分～3時30分、②1/9日、午前10時30分～午後0時30分、1時30分～3時30分、③18日、午前9時30分～11時30分	男女共同参画センターウィズ(TONPAL 2階)	電話相談も可、要予約【☎(23)0030】、女性カウンセラーによる相談、定員は①は各5人、②は4人、③は2人
	にじいろホットライン	第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(20)0285】、LGBTQに関する相談
子育て	保育士による育児相談	第2・4金曜日(祝日、年末年始は除く)、午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
	ひとり親家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所4階子ども政策課	要予約、電話相談も可(内線204)
	児童家庭相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所4階子育て応援課	電話相談も可(内線206～209)
	発達相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	市役所4階子育て応援課	要予約、電話相談も可(内線209)
	子育て相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康・福祉	健康相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】 健診結果の見方や生活習慣病、栄養、禁煙などについての相談
	福祉なんでも相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関するあらゆる相談
	自立支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可(内線274)
	こころの電話相談	毎週水曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】
仕事	商工相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
	農業相談	6日、2/5日、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可(内線431)
	就労支援相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時	市就労支援センター(TONPAL 1階)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	お出かけ就労支援相談	28日、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	労働相談	9日、午後6時～8時	市役所2階市民相談室	当日電話相談も可(内線199)、社会保険労務士による相談 ※予約優先(相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可)。 ※ネット予約も可。問い合わせ(内線481)
	若者の就労・自立相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション(常盤町3の17の501)【☎(26)9441】
その他	若者お悩み相談	祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く毎日、午後5時30分～9時	トピック	ロビースタッフによる相談
	ひきこもり相談	23日、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピック	要予約【☎(26)8056】、定員各1人
	進路相談(奨学金)	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可(内線363、364)
	チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
市民公益活動相談	月～金曜日(祝日、年末年始は除く)、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。	

TONPAL = 多文化共生・人権プラザ(若松町一丁目7の1)

①=とき、場=ところ、内=内容、対=対象者、定=定員、費=費用、持=持ち物、申=申し込み、問=問い合わせ

保健医療

子育て

相談

くらし

くらし



講座・催し

認知症介護家族の交流会

① 1月22日(水)、午後1時30分～3時30分

場 かがりの郷

内 認知症の人への関わり方のヒント

対 認知症の人を介護している家族

※認知症の人または家族が市内在住の人に限ります。

定 20人 費 無料

申 1月21日(火)、午前9時までに、高齢介護課(内線197、198)へ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)



※右図からも申し込み可。

定期普通救命講習

① 2月8日(土)、午後1時30分～4時30分(ウェブ講習修了者は、午後2時30分～4時30分)

場 柏原市立国分図書館(柏原市田辺一丁目3の7)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

内 AEDの使い方や心肺蘇生法を学ぶ

対 市内在住・在勤・在学の人

定 30人 費 無料

申 1月8日(水)～2月7日(金)、午後5時15分までに、電話で、大阪南消防局救急課【☎072(958)9932】へ(申し込み先着順)

講演会「元気な老後を過ごすために今すべきこと」

① 2月6日(木)、午後2時～4時

場 済生会富田林病院(向陽台一丁目3の36)

対 市内在住の40歳以上の人

定 150人 費 無料 持 筆記用具

申 1月6日(月)～31日(金)に、右図から申し込み(申し込み先着順)



問 高齢介護課(内線197、198)

けあばる高齢からだ塾 ～心不全と高齢期を生きる～

超高齢社会の日本での死亡原因の第2位は心疾患による心不全です。

この機会に「心不全」について知り、より良い高齢生活を過ごすにはどうすればいいのか、一緒に考えましょう。

① 1月31日(金)、午後1時30分～3時30分

場 けあばる

内 けあばる管理医師による講演「高齢期の心不全を知ろう」、管理栄養士による講演「減塩食と出会いなおす」、理学療法士による講演「心不全に寄り添うリハビリ」など

※午後1時10分までに来場すると、脳トレ体操教室に参加できます。

定 30人(最少催行人数5人)

費 無料 持 動きやすい服装

申 1月10日(金)、午前9時～、電話で、けあばるへ(申し込み先着順)

※1月6日(月)、午前7時～、右図からも申し込み可(申し込み先着順)。



日本語ボランティア養成講座

日本語を学びたい人をサポートする日本語ボランティアとは何かを学ぶ講座です。

① 2月8日(土)、午前10時～正午

場 藤井寺市立市民総合会館(パープルホール)(藤井寺市北岡一丁目2の3)

定 30人 費 無料

持 筆記用具

申 1月6日(月)～、右図から申し込み(申し込み先着順)



問 河内長野市社会教育課【☎(54)0005】

ほんわかテントカフェ

① 1月15日(水)、午後1時30分～3時

場 かがりの郷(当日直接会場へ)

対 認知症の人、認知症に関心のある人

定 20人 費 100円

問 第2ほんわかセンター【☎(25)8205】

膝腰痛改善教室

整形外科医による講義に加えて、普段から取り組める簡単な運動や食事のポイントを紹介します。

① 2月5日(水)、12日(水)、19日(水)、午後1時30分～3時30分(全3回)

場 けあばる

対 市内在住で65歳以上の人

定 15人 費 無料

申 1月26日(日)までに、ウエルネスけあばるへ(申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可)

※初めて参加する人を優先します。



募集

あなたも献血推進員として活動しませんか

献血推進員は、一人でも多く献血にご協力いただくため、市内でさまざまなPR活動をしています。

活動内容 献血キャンペーン(夏・冬の年2回)での呼びかけやティッシュ配り、献血推進会議や総会、研修会への出席(年3回ほど)など

※詳しくはお問い合わせください。

問 市献血推進協議会【☎(25)8261】



相談

福祉なんでも相談会【1月】

とき	ところ
15日(水) 午後3時～4時	喜志小学校 パソコン室
21日(火) 午後1時30分～2時30分	かがりの郷2階

※いずれも当日直接会場へ。

※電話やLINEでの相談もできます。LINE相談窓口は右図をご覧ください。



対 困りごとがある人や地域の事を相談したい人など

問 市社会福祉協議会【☎(25)8200】

自宅からマイナンバーカードを 活用した「e-Tax」のご利用を

給与所得者などが行う「医療費控除」やふるさと納税の「寄附金控除」などには、簡単・便利なスマートフォンでの申告をご利用ください。

作成した申告書はスマートフォンから提出することができます。詳しくは国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナーのページ)をご覧ください。



なお、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルにログインすることで、医療費やふるさと納税などの情報が自動入力され、より簡単に確定申告ができます。

☎富田林税務署【☎(24)3281】

新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額

大阪府の認定を受けて新築された長期優良住宅のうち、一定の要件を満たす住宅は、固定資産税の減額手続きをすることで、新築住宅の減額期間が2年間延長されます(居住部分の120㎡までの固定資産税が2分の1に減額)。



令和6年中に新築した住宅は、1月31日(金)までに、長期優良住宅の認定通知書(写し)を添えて、課税課へ申告してください。

☎課税課(内線114、115)

上下水道

貯水槽水道の適正な管理を

ビルや集合住宅などでは、水道水を受水槽に貯めてから、各家庭に供給する貯水槽水道を利用している場合があります。受水槽の水が長時間停滞したり管理が適正でなかったりすると、水質悪化を招きます。

貯水槽水道の設置者は、安全で衛

生的な水質を確保するため、受水槽などの清掃・点検など適正な維持管理をお願いします。特に受水槽の有効容量が10㎡を超えるものは水道法による「簡易専用水道」に該当し、登録検査機関による年1回の法定検査などが義務付けられています。

☎環境衛生課(内線139、171)

安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが、朝一番や長時間留守にしたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し、消毒の効果が薄れることがあります。

また、給水管が鉛の場合、鉛がごくわずかですが溶け出すことがあります。長期間使わなかったときは、最初に使う水をバケツ1杯分程度、飲み水以外にお使いください。

☎水道工務課【☎(24)1202】

国民健康保険

「医療費のお知らせ」を送付

ご自身の医療費について確認をしていただくとともに、国民健康保険事業に対する理解を深めていただくため、国民健康保険の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。

この「医療費のお知らせ」は、確定申告で医療費控除の申告をする際の添付書類としても利用できます。

また、令和6年11月、12月に受診された分の「医療費のお知らせ」は3月初旬に発送する予定です。それまでに医療費控除の申告をする場合は、医療機関発行の領収書に基づいて、国税庁指定の「医療費控除の明細書」を作成して添付してください。

☎「医療費のお知らせ」については保険年金課(内線552)、医療費控除の申告については富田林税務署【☎(24)3281】

保険料納付済額通知書(納付済額のお知らせ)を送付

令和6年1月から12月までに、本市へお支払いいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付済額通知書(納付済額のお知らせ)を1月末までに送付します。確定申告などの際にご利用ください。

納付された保険料はいずれも確定申告や個人住民税申告の際に、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

※特別徴収(年金天引き)対象の人については、同通知書は送付されませんので、年金保険者(日本年金機構など)から送付されます源泉徴収票をご利用ください。

☎国民健康保険料・後期高齢者医療保険料については保険年金課(内線156、167)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)

福祉

高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていなくても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や個人住民税の障がい者控除が適用される場合があります。

所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。

☎身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

☎高齢介護課(内線189)

保健医療

子育て

相談

暮らし

暮らし



国民年金

はたち(20歳)を迎える皆さんへ

20歳になったら国民年金の被保険者(加入者)となります。国民年金は、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや、家族の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みです。

20歳になった人には、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」「国民年金加入のお知らせ・保険料納付書」が届きます。「基礎年金番号通知書」は年金制度の変更手続きや年金の請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

また、保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や保険料免除・納付猶予などの制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※厚生年金に加入している人は対象となりません。

☎天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



源泉徴収票が送付されます

令和6年中に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った人に、令和6年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構から送付されます。

確定申告や住民税の申告にご利用ください。

※障害年金や遺族年金などは課税対象外のため、同票は送付されません。
☎天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



税

今月は市・府民税の第4期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・LINE Pay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 ◆都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税 (種別別)
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	

今年度で口座振替済通知書の送付を終了します

これまで、市税を口座振替で納付された人には、「口座振替済通知書」を送付していましたが、経費削減・省資源化などのため、今年度をもって送付を終了します。

令和7年度以降は、預貯金通帳などへの記載によりご確認をお願いします。
☎収納管理課(内線121~124)

お忘れなく! 償却資産(固定資産税)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産(構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など)も課税対象となります。令和7年1月1日時点で、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は、1月31日(金)までに申告してください(休業・廃業や、本市から転出した場合も申告が必要です)。

なお、所有者には12月中旬に申告書類を郵送しましたが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告する場合はご連絡ください。

☎課税課(内線114、115)

事業主の皆さんへ ～給与支払報告書の提出を～



事業主は、給与の支払いを受けている従業員が令和7年1月1日時点で居住する市区町村へ、給与支払報告書を1月31日(金)までに提出してください。

●電子申告[eLTAX]のご利用を

給与支払報告書の提出は、郵送などの手間が不要で、安全な電子申告[eLTAX]の活用をお願いします。

税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を「e-Tax」または光ディスクなどにより提出することが義務付けられている事業主は、市区町村に提出する給与支払報告書も、電子申告[eLTAX]または光ディスクなどによる提出が義務付けられています。

電子申告[eLTAX]での給与支払報告書の提出方法は、地方税共同機構のホームページ[<https://www.lta.go.jp>]をご覧ください。
☎課税課(内線111、112)

市・府民税申告書作成システムのご利用を



個人住民税(市・府民税)申告書の作成や税額の試算などができる市・府民税申告書作成システムを導入しています。令和7年度分は1月中旬より運用を開始します。

給与や年金の源泉徴収票の内容や所得の状況などを入力することで、自宅で申告書の作成ができ、作成した申告書に必要な書類を添えて持参または郵送することで、市・府民税申告を済ませることができます。

※電子メールやデータ送信による提出はできません。

※税額はあくまで試算ですので、実際の決定額とは異なる場合があります。
※所得税および復興特別所得税の確定申告書は作成できません。

☎課税課(内線111、112)